

愛玩動物飼養管理士認定細則

2011年11月1日に改正・施行
2013年5月10日に一部改正
2014年5月9日に一部改正
2016年3月7日に一部改正
2018年9月3日に一部改正
2019年9月2日に一部改正

(目的)

第1条 この細則は、愛玩動物飼養管理士（以下「管理士」という。）認定規則（以下「認定規則」という。）第16条に基づき、管理士の教育・認定（養成）に関する具体的な事項を定める。

(認定委員会の開催)

第2条 認定規則第7条に定める認定委員会の開催は、原則として4カ月に1回とする。

(二級管理士の受講資格)

第3条 認定規則第10条第1項に定める二級管理士の受講資格は、原則として当該年度の4月1日に満15歳以上の者とする。

(管理士の申込受付期間)

第4条 管理士教育課程は年度ごとに1回以上募集し、その受講申込を受け付ける期間は、受講・受験者の便宜を考慮して会長が定めるものとする。

(管理士の学習期間)

第5条 管理士の教育課程は原則として通信教育とし、その学習期間は、原則として6カ月以上を確保するものとする。

(管理士の教本)

第6条 認定規則第12条に定める管理士教本の内容は、それぞれ次の各号の通りとする。

(1) 二級管理士

- イ 愛玩動物飼養管理士
- ロ 人と動物の関係学I
- ハ 動物関係法令I
- ニ ペット関連団体・業界の概要
- ホ 動物の体の仕組みと働き
- ヘ 動物の飼養管理（総論）
- ト 動物の飼養管理（各論）

チ 動物のしつけ

(2) 一級管理士

イ 人と動物の関係学II

ロ 動物関係法令II

ハ 動物の行動と社会

ニ 犬と猫の栄養学

ホ 動物の遺伝と繁殖生理

ヘ 動物の疾病とその予防

ト 動物の飼養管理と公衆衛生

チ 自然と人間

(管理士の課題報告問題)

第7条 認定規則第12条に定める課題報告問題は、原則として各級の管理士教本から100問以上を出題し、認定規則第13条に定める学科試験実施の2カ月前までの会長が定める期日までに提出させるものとする。

(管理士のスクーリング)

第8条 認定規則第12条に定めるスクーリング（講習会）は、受講・受験者の便宜を考慮して、原則として認定規則第13条に定める学科試験実施の2カ月前までの会長が定める期間に、あらかじめ十分な時間的余裕が確保されるように通知するものとする。また、午前10時15分または午前10時45分から午後4時45分までの1日間開催し、その科目は、それぞれ次の各号の通りとする。

(1) 二級管理士

イ 愛玩動物飼養管理士 20分

ロ 人と動物の関係学I 55分

ハ 動物関係法令I 55分

ニ 動物の飼養管理I（総論、犬と猫の飼養管理） 55分

ホ 動物の飼養管理II（その他哺乳類・鳥類・爬虫類の飼養管理） 55分

ヘ 動物のしつけ 55分

(2) 一級管理士

イ 動物関係法令II・人と動物の関係学II 55分

ロ 動物の行動と社会 55分

ハ 犬と猫の栄養学 55分

ニ 動物の疾病とその予防 55分

ホ 動物の飼養管理と公衆衛生 55分

(管理士の学科試験)

第9条 認定規則第13条に定める学科試験は、原則として当該年度11月の第4

日曜日（11月22日から11月28日までの間の日曜日）の午後2時30分から午後3時45分までの75分間とし、出題範囲は各級それぞれ次の各号の通りとする。また、年度ごとに2回以上学科試験を行う場合の試験日は、受講・受験者の便宜を考慮して、別途に会長が定めるものとする。

(1) 二級管理士

- イ 愛玩動物飼養管理士
- ロ 人と動物の関係学I
- ハ 動物関係法令I
- ニ 動物の体の仕組みと働き
- ホ 動物の飼養管理（総論）
- ヘ 動物の飼養管理（各論）
- ト 動物のしつけ

(2) 一級管理士

- イ 人と動物の関係学II
- ロ 動物関係法令II
- ハ 動物の行動と社会
- ニ 犬と猫の栄養学
- ホ 動物の遺伝と繁殖生理
- ヘ 動物の疾病とその予防
- ト 動物の飼養管理と公衆衛生
- チ 自然と人間

（管理士の受講料、受験料及び認定登録料）

第10条 受講料及び受験料等は、次のとおりとする。なお、スクーリング（講習会）及び認定試験の会場の変更等の費用については、理事会において定めるものとする。

(1) 二級管理士

- イ 受講料 27,000円
- ロ 受験料 5,000円
- ハ 認定登録料 8,000円

(2) 一級管理士

- イ 受講料 29,000円
- ロ 受験料 5,000円
- ハ 認定登録料 20,000円

（抛出金品の不返還）

第11条 原則として既納の受講料、受験料、認定登録料及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、管理士養成制度を採用する学校等の団体が受講受

験に関する事務等の補助作業を実施した場合は、理事会の議決に基づき、その業務の内容や量に応じた事務手数料を支払うことができる。

(資格認定証の記載事項)

第12条 認定規則第14条第3項に定める資格認定証の記載事項は次の各号の通りとする。

- (1) 氏名
- (2) 認定登録番号
- (3) 交付日(資格認定証の効力発生日)

(資格認定証の書換)

第13条 前条第1号の記載事項に関する変更の申し出があった場合、会長は、資格認定証を書き換えて交付しなければならない。

(資格認定証の再交付)

第14条 資格認定証の忘失等による再交付の申し出があったときは、会長は、速やかに資格認定証を再交付しなければならない。

(書類の保管)

第15条 書類の保管期間は次の各号の通りとする。

- (1) 管理士名簿 永久
- (2) 認定試験合格者名簿 10年
- (3) その他の書類 1～3年

(改 廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会の議決によって行う。

付 則

1. この細則は、2020年2月1日から施行する。